

平内町にお住まいのすべての方へ

詳細はこちら ▶



1人につき **10,000**円 給付します

給付対象者

基準日(令和8年1月1日)時点で、住民基本台帳に記録されている者*

受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

※1 基準日から令和8年3月31日までに生まれた新生児が、基準日において当町に住所を置いている世帯に属する場合も対象。

例1: 基準日時点で平内町に住所のある世帯において、同年3月1日に出生した新生児は対象。後日、手続きに関する通知を送付します。

例2: 令和8年3月1日に父母が転入し、3月20日に出生した新生児は対象外。

例3: 他市町村で令和8年1月1日に出生した新生児が、1月2日に平内町に転入した場合は対象外。

手続きの流れ

過去の給付等の手続きにより、

① 町が振込先口座を確認できる方

1. 申請などの手続きが不要な方です。振込日を記載した「給付金のお知らせ」を送付します。

※支給口座に変更がある場合、または本給付金の支給を辞退する場合は、3月19日までに手続きをしてください。

2. 支給口座の変更手続きをした方には、「給付金支給決定通知書」を送付します。

※口座変更などの手続きがない場合は、別途通知はありません。

3. 受給権者(世帯主)が受給します。

② 町が振込先口座を確認できない方

1. 「給付金のお知らせ」及び「給付金申請書等」を送付します。必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ4月10日までにご返送ください。

※提出書類がすべて揃わない場合は給付金が支給されません。

2. 「給付金支給決定通知書」を送付します。

※①に該当する方は、4月上旬の振り込み、②に該当する方は、申請内容確認後おおむね3週間後の振り込みとなります。



それ、給付金を装った詐欺かもしれません!!



この給付金を装った振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。町の職員が現金自動預払機(ATM)の操作や手数料の振り込みを求めることはありません。

町の職員をかたる不審な電話や郵便、メールがあった場合は…

最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。